

計画の進捗状況を図るために設定される【成果目標】に関する概要

◆第6期計画の成果目標の達成状況について

地域生活支援拠点の整備（P26）

国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも1つの拠点を確保する。

項目	整備の有無	
	目標値	実績見込み
令和5年度末時点での地域生活支援拠点等の確保	1箇所	1箇所

目標の考え方

・地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことで、居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。面的整備型は地域の複数の事業所が機能を担い、全体で地域生活支援拠点等を整備する形を言う。

・令和6年3月までに市単独で面的整備を検討します。特に、24時間対応での相談支援体制と緊急時受け入れ体制の整備について検討し、市の実状に合わせながら機能の充実を目指します。

【評価】

見附市障害者自立支援協議会の地域生活支援部会において、先進地の視察及び年1回以上の検討を実施し、面的整備を目標に相談支援と緊急時の受け入れについて検討しました。一層の検討を重ね、機能の充実を図っていくことが必要です。

相談支援体制の充実・強化等（P30）

国の基本指針

令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

項目	目標	令和5年度（見込み）
令和5年度末時点での総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	有	有
令和5年度末時点での地域の相談支援体制を充実・強化を実施する体制の有無	有	有

目標の考え方

- ・基幹相談支援センターを設置することで、個別の相談業務への取組に加えて、相談支援事業所を含む関係機関同士の連携強化や、各事業所での対応がうまくいかない場合のサポート・指導を実施します。
- ・見附市では、基幹相談支援センターの設置予定はありませんが、毎月1回の相談支援事業所連絡会議で連携を図っていきます。相談支援事業所連絡会議で連携を図ります。

【評価】

相談支援事業所連絡会議を毎月開催し、連携による相談体制の強化を行いました。

◆第7期計画の成果目標について

地域生活支援の充実（P32）

国の基本指針

令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーター配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。

項目	数値
目標年度末時点の地域生活支援拠点	1箇所
目標年度末時点のコーディネーターの配置人数	1人

目標の考え方と達成に向けた対応

- ・相談支援事業所やサービス事業所と連携しながら緊急時の受け入れ態勢の整備を進めると共に、緊急時の相談対応や一人暮らしの体験の場の確保など、地域生活支援拠点としての機能の拡充を目指します。
- ・地域生活支援拠点のコーディネーターとは、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関との連携し、緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや調整を行う者。
- ・新規の目標であるコーディネーターの配置については、現状で具体的な目途はありませんが、目標年度末時点での設置に向けて協議会において検討を進めることとします。

相談支援体制の充実・強化等（P37）

国の基本指針

令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

項目	目標	考え方
目標年度末時点での基幹相談支援センターの設置	1箇所	各市町村において設置する
目標年度末時点での地域の相談支援体制の強化を図る体制の有無	有	地域の相談事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業所の人材育成の支援など
目標年度末時点での個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制の有無	有	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施など

目標の考え方と達成に向けた対応

毎月1回の相談支援事業所連絡会議で相談支援事業所との連携を図っていくと共に、令和8年度での基幹相談支援センターの設置に向けて協議を進めます。

